国土交通省
管理職ユニオンニュース
NO. 211
2013. 10. 17

発行
国土交通省管理職ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2 中央合同庁舎２号館
TEL 03-3509-1138
E メール
k-union@alpha.ocn.ne.jp
ホームページ
http://www7.ocn.ne.jp/~k-union

副所長・事務所課長・出張所長の7・6級定数を
事務所長並みに評価替えを

副所長・課長・出張所長の三〇%が七・六級昇格可能
官ポスト・局課長・補佐の改善も早急に

私たちの職務の級格付けは、昭和四四年五月一日より施行された人事院規則九ー八の第三条「級別標準職務表」に定められています。昇格発令が各府省の任命権者により実施されることから「同一職務同一賃金」の原則に基づき、各府省によってアンバランスが出ないように定められたものです。

この級別標準職務表では、私たちの多くが勤務する地方出先機関の課長は四級格付け、事務所長は、五級格付けとなっています。

「級別標準職務表」が施工されて四四年が経過し、その間に職務評価が見直しがされた結果、課長はニランクアップの府県単位機関並の六級、事務所長は四ランクアップの管区機関並の九級格付けがされています。

評価替えの実態

	標準職務表	実態	評価替え	役職数	最上位級定数	所長並み改善定数
事務所長	5	9	4	223	66	29.60%
副所長		7		491	19	145
事務所課長	4	6	2	1631	151	483
出張所長	4	6	2	634	57	188

事務所長は4ランクアップしているので8・9級を最上位級定数とした

このことは、人事院が昨年の交渉で「職責を評価し、府県単位機関評価をしている」と回答していることからも明らかです。

現在の事務所長がこなしている業務内容や規模は、四四年前とは比べものにならないぐらい多岐にわたり責任も重くなっており、府県単位機関、場合によっては管区機関並みの職責を負っていると評価替えされるのは当然です。

ユニオンは、事務所長も副所長も課長・出張所長も同じ事務所で業務遂行をしており、職責の違いは最高位級で差をつけていることから、評価替えにニランクも差が出るの問題があると考えいます。事務所長と同じように副所長・官ポスト・課長・出張所長も評価替えされるべきと考えます。事務所長並みの評価替えなら八級格付けとなりますが、当面は級別定数の分布率を事務所長並みの評価替えを要求します。

行政職一級別標準職務表

級 / 組織階層	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
本府省庁	係員	主任係員（特高）	係長 主任（困） 専門官（特定）	係長（困）	課長補佐	課長補佐（困）	室長	室長（困）	課長（重）	課長（特重）
管区機関	係員	主任係員（特高）	係長 主任（困） 専門官（特定）	課長補佐 係長（困）	課長補佐（困）	課長	課長（特困）	部長（重）	機関の長 部長（特重）	機関の長（重）
府県単位機関	係員	主任係員（特高）	係長 主任（困） 専門官（特定）	係長（特困）	課長	課長（困）	機関の長	機関の長（困）		
地方出先機関	係員	主任係員（特高）	係長（相困） 主任（困） 専門官（特定）	課長	機関の長 課長（困）	機関の長（困）				

旧建設役職別本定数の推移

	級	H24	H25
本局課長	7	3	3
	6	253	256
	5	22	25
	計	278	284
課長補佐	5	497	479
	4	21	39
	計	518	518
専門職	8	32	32
	7	98	99
	6	398	394
	5	699	757
	4	2279	2449
	計	3506	3731
事務所長	9	22	22
	8	45	44
	7	44	45
	6	113	112
	計	224	223
副所長	7	19	19
	6	451	458
	5	16	14
	計	486	491
課長	6	152	151
	5	873	911
	4	618	569
	計	1643	1631
出張所長	6	57	57
	5	277	294
	4	301	283
	3	0	0
	計	635	634

左表は平成二四・二五年度の役職別級別定数分布です。

府県単位機関の事務所長の最高格付けは八級ですので事務所長の八級以上格付け定数分布率と同じ分布率で課長の六級定数を試算したのが一面の表です。

試算では六級定数は四八三程度となり、年齢順に発令すると五六歳以上課長の六級昇格が可能となります。

算すると一八八の定数の評価替えとなり、五七歳以上出張所長の六級昇格が可能となります。

出張所長も同様に試算すると一八八の定数の評価替えとなり、五七歳以上出張所長の六級昇格が可能となります。

また、副所長の評価替えも事務所長並みに行えば、一四五名分の七級定数確保が可能となります。

職責は確実に重くなっている

品質確保課・電通関係業務のセンター化で、業務は府県単位に職責評価を

さらに、大幅に進む定員削減と高度化する業務に対応して、今年から「品質確保課」がセンター化し、府県単位ごとにセンターを設け、その府県の技術審査業務を一括して行っています。こうした同じような「府県単位のセンター化」は、電気通信・営繕関係の業務でも行われており、こうした事務所の担当課長や、「官ポスト」の評価替えを行い、六給格付けを増やすべきです。

また、直接住民と接する事務所・出張所で、不幸にも事故などが発生した場合は、第一義的に責任を問われるのは課長・出張所長になってきています。

こうした、住民の意識変化の中で事務所課長・出張所長の職責は重くなってきています。

国土地理院の昇格実態

院長・参事官は指定職、地方測量部課長は五級止まり

国土交通省の特別の機関である国土地理院は、標準職務表での格付けを曖昧にし、全体の改善が遅らされています。

地理本院の院長や参事官の評価は、管区機関以上の評価をされ指定職となっている一方、その他の職員は府県単位機関格付け、地方測量部に至っては出張所以下の格付けとなっており、地方測量部課長経験者でも五級定年退職させられています。

本院と地方測量部の「標準職務表」の格付けを明確にさせ、地方測量部職員をはじめとした、地理院の多くの職員の院長や参事官並みの評価換えを要求していく必要があります。

改善が進んでいない

本局課長・補佐

本局の課長や課長補佐の評価替えも進んでいません。

平成二一年までは、本局課長補佐には、三〇年間も暫定六級定数が着いていましたが、現在は六級暫定定数もなく五級止まりとなっています。

本局課長や補佐の現在の業務を見ればその業務量や内容は大幅に増加しており、職責はに昭和四四年当時と比較しても重くなっており、誰の目にも明らかなのです。三〇年間も暫定定数をつけていた課長補佐六級定数の復活などを要求していく必要があります。

第20回全国建設研究・交流集会に参加しよう

と　き：２０１３年１１月２４日（日）～２５日（月）
ところ：福島県福島市　パルセいいざか、いいざかホテル聚楽
　　福島飯坂温泉駅（福島交通飯坂線）より、徒歩１０分

〈テーマ〉
命と安全を守る地域産業の発展に向けて
＝憲法を生かして大震災・原発災害からの復興を＝

＜日程＞
２４日　記念講演　原発災害、憲法を生かした復興への展望を
　　真木日彦（福島大学名誉教授）
　　現地報告

２５日　分科会や講座　又は　平行して現地視察
　　分科会　１，復興への展望　２，仕事作り　３，賃金
　　４，公契約法・条例
　　講座　　Ａ　憲法　　Ｂ　「アベノミクス」批判
　　現地視察　　霊山道路現場・南相馬市、浪江町など

＜主催＞　生活関連公共事業推進連絡会議（生公連）参加希望者は、
　　ＮＰＯ法人建設政策研究所（建政連）など

参加希望者は、希望する分科会などを決めて、１０月３１日までに、本部に「交流集会参加」と表記して、メールください。